

令和4年8月12日

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット
理事長 野垣 康之 様

株式会社アメイズ
代表取締役社長 穴見 賢一



申入書の回答について

拝啓

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、貴法人より令和4年8月3日付で申入れがありました宿泊者への滞在中及びチェックアウト後に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合の費用請求の件について以下の通り回答申し上げます。

1. 弊社の見解について

弊社ホテル利用者が滞在中または利用後に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、弊社では客室の特別清掃、シーツ等を新品へ交換した後、部屋の販売を再開しています。これは、業務委託しておりますメンテナンス業者より、利用者の新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合には特別清掃の実施後でなければ部屋の清掃を行わないとの方針から別途特別清掃を行う必要があります。また、リネン業者においても同様に第2類相当の感染症の方が利用したリネンについてはクリーニングを行わず廃棄することから、新品との入れ替えを行う必要があるからです。

現状においては、利用者の宿泊拒否においても感染症に罹患している事実がなければ、体調不良の方でも宿泊を受け入れる必要があります。そのため、前述のメンテナンス業者やリネン業者の状況等を踏まえると、新型コロナウイルスに感染している疑いがあるにも関わらず宿泊し、滞在中及びチェックアウト後に陽性が判明した場合には特別清掃等の費用を負担して頂く場合があることを注意喚起する必要があると考えています。



2. 今後の対応について

今後、案内文については誤解を避けるために「新型コロナウイルス感染症の疑いがあるにも関わらず、弊社ホテルを利用し、それに起因し清掃費用等が発生した場合には、別途費用請求をする場合があります。」と修正してご案内いたします。

敬具